

# 令和8年度の障がい福祉サービス事業所等における 物価高騰対策支援事業

令和7年度集団指導 資料

---

障がい福祉課指導給付係

1

## 目次

---

1. 障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業……………3
2. 障がい福祉サービス事業所・施設等サービス継続支援事業……………11
3. 光熱費・食材料費に係る物価高騰対策支援……………21
4. 社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業……………24

2

# 1. 障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業

## (1) 事業内容

- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得し、取組を推進する(又は見込み)事業所に対して、人件費の改善に必要な費用を補助

### 主な内容

障がい福祉従事者に対する賃上げ支援 10,000円相当/月  
対象期間 令和7年12月～令和8年5月

- ・ また、処遇改善加算の対象外サービス(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援)については、処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業所も対象
- ・ 本事業により補助された額は、全額賃金改善に充てる必要がある。

# 1. 障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業

## (2) 賃金改善を行う対象者

福祉・介護職員以外も含む障がい福祉従事者

→ 職業指導員、生活支援員のほか、管理者、サビ管、相談支援専門員、事務員なども含む

## (3) 補助額

利用者ごとの補助額 = 基準月の障害福祉サービス等総報酬×交付率

※基準月の障害福祉サービス等総報酬は、基準月の障害福祉サービス等報酬総単位数に、1単位の単価を乗じたもの

※基準月は、原則として令和7年12月とする。

## 1. 障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業

(4) 交付率(障がい者)

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、行動援護、重度障害者等 包括支援	20.3%	就労選択支援、就労移行支援、 就労継続支援(A型、B型)、就労 定着支援	11.4%
生活介護	11.1%	共同生活援助	14.1%
施設入所支援、短期入所、療養 介護	22.2%	計画相談支援、地域移行支援、 地域定着支援	47.0%
自立訓練(機能訓練)、自立訓練 (生活訓練)、宿泊型自立訓練	23.0%		

※障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用

5

## 1. 障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業

(4) 交付率(障がい児)

サービス区分	交付率
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅 訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	18.5%
障害児入所支援(福祉型、医療型)	80.8%
障害児相談支援	47.0%

6

# 1. 障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業

## (5) 補助金の要件

※詳細は、厚生労働省実施要綱、こども家庭庁実施要綱を必ず確認のこと

### ① 処遇改善加算の対象となるサービス

[共通] 基準月において、処遇改善加算を算定していること

[加算Ⅲ、Ⅳ] 職場環境等要件に掲げる取組を8以上実施していること

[加算Ⅰ、Ⅱ]

障がい福祉人材のうち1人以上は、賃金改善後の見込額が年額460万円以上であること

or

職場環境等要件に掲げる取組を14以上実施していること

→ いずれも、令和8年度中に要件を満たすことを「誓約した」場合、基準月から当該要件を満たすものとして取り扱う

# 1. 障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業

## (5) 補助金の要件(続き)

※詳細は、厚生労働省実施要綱、こども家庭庁実施要綱を必ず確認のこと

### ② 処遇改善加算の対象外となるサービス(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援)

基準月において、処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる(ア)～(ウ)の要件を全て満たすこと

(ア) 任用要件・賃金体系の整備等

(イ) 研修の実施等

(ウ) 職場環境等要件

→ いずれも、令和8年度中に要件を満たすことを「誓約した」場合、基準月から当該要件を満たすものとして取り扱う

## 1. 障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業

### (6) 賃金改善の方法

補助金に相当する障がい福祉従事者の賃金(基本給、手当、賞与等(退職手当除く。以下同じ)をいう。)の改善を新規に実施する。

#### 留意点

- ・ 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行う。
- ・ 補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の賃金水準を低下させてはならない。
- ・ 本事業の交付の決定前に決まっていた賃金改善の原資にすることや、本事業の交付の決定前に決まっていた賃金改善にの代わりに本事業により賃金改善を行うことも認められない。
- ・ 基本給による賃金改善にが望ましいが、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。

## 1. 障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業

### (7) 交付申請等のスケジュール(予定)

- ① 交付申請 令和8年2月16日(月)～4月15日(水)
- ② 交付決定 令和8年5月下旬～6月上旬
- ③ 概算払 令和8年6月下旬～7月上旬
- ④ 実績報告 令和8年12月中

## 2. サービス継続支援事業

### (1) 事業の内容

障がい福祉サービス事業所・施設等(以下「障がい福祉サービス事業所等」という。)が、物価上昇の影響がある中でも、必要なサービスを円滑に継続できるよう障害福祉サービス事業所等を支援

#### ① 障がい福祉サービスを円滑に継続するための対応

→ 訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費

#### ② 災害備蓄等への対応

→ 衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など、災害発生時に必要な設備・備品の購入経費

## 2. サービス継続支援事業

### (2) 対象経費の例

#### ① 障がい福祉サービスを円滑に継続するための対応

訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所	入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、相談支援事業所
ア 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費	ア 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費
イ ネットクーラー(ヒーター)、熱中症対策ウオッチ、冷感(防寒)ポンチョ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費	イ 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器(給湯用、暖房用、融雪用)、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費

## 2. サービス継続支援事業

### ②災害備蓄等への対応

訪問系サービス事業所、入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、相談支援事業所

ア 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費

イ ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費

ウ 衛生用品、医療用品等の購入等経費

エ 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費

オ その他災害への備えとして必要と認められる経費

## 2. サービス継続支援事業

### (3)補助率等

・ 10/10

・ 事業所等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする(千円未満の端数切り捨て)。

※ 障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象外となることに留意

### (4)対象事業所等

全障がい福祉サービス事業所等

※松江市指定の事業所・施設も対象となります。

## 2. サービス継続支援事業

### (5) 基準単価

#### ① 訪問系サービス事業所

サービス種別	基準単価	
居宅介護	1月あたり延べ訪問回数200回以下	30万円／事業所
重度訪問介護	1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	40万円／事業所
同行援護	1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	50万円／事業所
行動援護		

※ 1事業所で複数のサービスを行っている場合は、全サービスの合計回数とする。

※ 延べ訪問回数は、令和7年4月サービス提供分から同年9月サービス提供分までの平均により判断

## 2. サービス継続支援事業

### ② 日中活動系サービス事業所

サービス種別	基準単価	
生活介護	1月あたり延べ利用者300人以下	20万円／事業所
自立訓練(機能訓練)		
自立訓練(生活訓練)		
宿泊型自立訓練	1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	30万円／事業所
就労選択支援		
就労移行支援		
就労継続支援A型	1月あたり延べ利用者数601人以上	40万円／事業所
就労継続支援B型		
就労定着支援		

※ 1事業所で複数のサービスを行っている場合は、全サービスの合計回数とする。

※ 延べ利用者数は、令和7年4月サービス提供分から同年9月サービス提供分までの平均により判断

## 2. サービス継続支援事業

### ③入所施設

サービス種別	基準単価
障害者支援施設 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	6,000円／定員

※ 定員は、令和8年4月1日時点の定員により判断

※ 障害者支援施設の定員については、施設が行う日中活動系サービスの定員を含むものとする。

## 2. サービス継続支援事業

### ④障害児通所支援事業所

サービス種別	基準単価	
児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	1月あたり延べ利用者300人以下	20万円／事業所
	1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	30万円／事業所
	1月あたり延べ利用者数601人以上	40万円／事業所

※ 1事業所で複数のサービスを行っている場合は、全サービスの合計回数とする。

※ 延べ利用者数は、令和7年4月サービス提供分から同年9月サービス提供分までの平均により判断

## 2. サービス継続支援事業

### ⑤その他のサービス事業所等

サービス種別	基準単価
重度障害者等包括支援 療養介護 短期入所 自立生活援助 共同生活援助 (※)相談支援事業所(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援)	20万円/事業所

※ 相談支援事業所は、1事業所で複数のサービスを行っている場合も1事業所とする。

## 2. サービス継続支援事業

### (6) 交付申請等のスケジュール(予定)

- ① 交付申請 令和8年4月上旬～5月上旬
- ② 交付決定 令和8年6月中旬～下旬
- ③ 概算払 令和8年7月下旬～8月上旬
- ④ 実績報告 令和8年12月

### 3. 物価高騰対策応援金(光熱費)

物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない障がい福祉サービス事業所等に対して、応援金として支給

#### (1)対象

全障がい福祉サービス事業所・施設

※松江市指定の事業所・施設も対象となります。

#### (2)スケジュール

未定

※詳細が決まり次第、お知らせします。

### 3. 物価高騰対策応援金(光熱費)

#### (3) 単価

サービス種別		R8単価	単価(参考:R7)
(入所系) 障害者支援施設、障 害児入所施設(福祉 型、医療型)	30人未満	22.4万円	16.8万円
	30人以上50人未満	33.6万円	25.2万円
	50人以上100人未満	50.4万円	37.8万円
	100人以上	67.2万円	50.4万円
共同生活援助	1棟あたり	11.2万円	8.4万円
(訪問系)居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護		5.6万円	4.2万円
その他サービス		5.6万円	4.2万円

### 3. 物価高騰対策応援金(食材料費)

物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない障がい福祉サービス事業所等に対して、食材料費の応援金を支給

(1)対象

障害者支援施設、障害児入所施設(福祉型・医療型)

※松江市指定の施設も対象となります。

(2)スケジュール

未定

※詳細が決まり次第、お知らせします。

(3)補助額

18,000円/人 × 定員(※)

※定員は、障害者支援施設が行う日中活動系サービスを除く。

23

### 4. 社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策事業

エネルギー価格高騰による施設運営への影響を抑えるため、エネルギーコスト削減効果の高い設備等の導入に係る経費を助成

(1)対象法人

社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、日本赤十字社

※ 上記以外の法人は、県商工労働部が実施する「飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業」の対象となりますので、最寄りの商工団体にお問い合わせください。

(2)補助対象経費

省エネルギー、省電力に資する設備更新費又は機器導入費

例)照明のLED化、エアコンの更新、冷蔵庫・冷凍庫の更新 など

24

## 4. 社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策事業

(3)補助要件(R7年度からの変更点あり)

(変更点)1法人1回のみ申請から、**1回に限り再度の申請を可とする。**

(4)補助率・補助額(R7年度からの変更点あり)

補助率:1/2 ※変更なし

補助額:20万円～**300万円** ※**上限額を200万円から300万円に引き上げ**

※ 補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額に1/2を乗じて得た額と300万円とを比較して低い方の額を補助額とする。

25

## 4. 社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策事業

(5)補助対象施設

区分	社会福祉施設等の内容
障がい福祉施設	1. 障害者総合支援法に基づくサービスを行う事業所・施設 施設入所支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練(生活訓練)、自立訓練(機能訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、短期入所、療養介護、自立生活援助、共同生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援  2. 児童福祉法に基づくサービスを行う事業所・施設 障害児入所施設(福祉型・医療型)、障害児相談支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援

26

## 4. 社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策事業

(6) 交付申請等のスケジュール(予定)

① 交付申請 令和8年3月下旬 募集開始

② 交付決定・概算払 令和8年5月～6月

③ 実績報告期限 令和9年3月上旬

※1回目の募集で、予算額に達しない場合は、複数回募集を行う見込み。

27

○問い合わせ先

事業名	電話番号	メールアドレス
障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業	0852-22-5327	syogai-syogu@pref.shimane.lg.jp
障がい福祉サービス事業所・施設等サービス継続支援事業	0852-22-6898	syogai-kyufu@pref.shimane.lg.jp
光熱費・食材料費に係る物価高騰対策支援	0852-22-5239	
社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業		

※可能な限り、電話ではなく、メールもしくはFAXでのご質問にご協力ください。

28